

事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金に関するFAQ

NO	質問事項	回答
1	対象設備とはどういう定義ですか。	太陽光発電設備のことです。
2	事業者とはどういう定義ですか。	法人又は個人事業主のことです。
3	事業所等にはどのような建物が含まれますか。	工場や店舗、事務所、倉庫等の事業活動で使用される建物が含まれます。
4	事業所等にマンションは含まれますか。	居住目的のマンションは含まれませんが、店舗や住宅が複合的に入居している商業ビル等であれば申請が可能です。
5	東大阪市外に本社がある場合でも申請は可能ですか。	東大阪市外に本社がある場合であっても、東大阪市内に所在する工場や店舗、事務所等に太陽光発電設備を設置する場合は申請が可能です。
6	全量売電の場合は補助対象ですか。	全量売電の場合は補助対象外となります。
7	自家消費しなければならない電力量は決まっていますか。	決まっていません。全量売電でなければ構いません。
8	営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)は補助対象ですか。	全量売電でない場合、補助対象となります。
9	中古の設備を設置しましたが申請は可能ですか。	中古品は対象外です。
10	国や他の自治体から太陽光発電設備に対して補助金を受けていますが、本補助金の申請は可能ですか。	申請は可能ですが、国や他の自治体からの補助金額を市の補助金対象となる経費から除外してください。
11	過去に「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を受けたことがありますか、本補助金は申請できますか。	過去に本市補助金の交付を受けたことがある同一の設備は、本補助金の申請はできません。
12	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を受けたのですが、この補助金も申請できますか。	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を申請した場合は、本補助金の申請はできません。
13	いつ申請すればいいですか。	太陽光発電設備の設置工事に係る契約後、工事着手前に申請してください。 ※原則、工事着手の30日以上前に申請してください。
14	どうやって申請すればいいですか。	以下の市電子申請システムから申請してください。 https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/ab623c92-db56-4fd4-8cc8-96e72b18e279/start 電子申請システムでの申請が難しい場合は環境部環境企画課までご相談ください。

事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金に関するFAQ

NO	質問事項	回答
15	先着順とありますが、もし受付終了となってしまった場合、次年度に申請することはできますか。	令和7年3月13日(木)までに設置を完了する事業は、令和6年度の申請対象のため、次年度以降に申請することはできません。
16	補助金の申請受付状況や申請受付終了について、どこで知ることができますか。	補助金の申請受付状況や申請受付終了については、随時東大阪市ウェブサイトでお知らせします。 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035939.html
17	いつまでに設置する事業が対象ですか。	令和7年3月13日(木)までに設置を完了する事業が対象となります。
18	設置完了日はどの日付になりますか。	保証書の保証開始日です。
19	令和6年6月3日以前に太陽光発電設備の設置工事等に係る契約を行いました、申請は可能ですか。	契約日が令和6年6月3日以前であっても、工事着手の30日以上前であれば、申請は可能です。
20	すでに設置工事に着手していますが、申請は可能ですか。	申請時において、既に設置工事に着手している場合、申請はできません。
21	新築の建築物を購入(予定)し、すでに建築物全体の工事に着手していますが、太陽光発電設備の設置工事には着手していません。この場合は申請可能ですか。	原則として、太陽光発電設備の工事着手30日以上前であれば申請可能です。ただし、令和7年3月13日(木)までに設置を完了する事業に限ります。また、契約書等の中で太陽光発電設備の設置着手予定日が確認できない場合は、別途工程表等の設置着手予定日がわかる書類を提出していただく必要があります。
22	設置が完了したら、いつまでに実績報告をすればいいですか。	設置完了後、原則30日以内または令和7年3月14日(金)のいずれか早い日までの実績報告を行ってください。
23	書類作成に法人の代表者や個人事業主の押印は必要ですか。	押印は不要です。
24	別紙3の対象設備設置承諾書に承諾者の押印は必要ですか。	押印は不要ですが、必ず承諾者の方が書類の作成をお願いします。
25	太陽光の発電出力(kW)はどのようにして確認できますか。	設置する太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値が、本補助金における発電出力となります。出力は商品カタログや仕様書等で確認できます。
26	市税の滞納がない証明書は行政サービスセンターでも発行できますか。	行政サービスセンターでは発行できません。本庁舎3階納税課でのみ発行が可能です(郵送請求可)。申請の際は、ウェブサイトにて税務証明の申請書をダウンロードして使用してください。

事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金に関するFAQ

NO	質問事項	回答
27	領収書の内訳が分かる書類とは何ですか。	販売業者が作成し、領収書と合計金額が一致したものをご用意ください。決まった様式はありません。
28	新築の建築物を購入(予定)し、建築物全体の見積書・領収書はありますが、太陽光発電設備単独の見積書・領収書が発行されません。どうしたらいいですか。	全体の見積書・領収書とあわせて、太陽光発電設備の設置に係る経費が分かる書類を提出してください。
29	太陽光発電設備の保証書を紛失したのですが、どうすればいいですか。	販売業者等に再発行を依頼してください。
30	電力受給契約を締結し、発電出力50kW以上(高圧または特別高圧)の場合、自家消費かどうかはどのようにして確認できますか。	経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」の配線方法の項目に「余剰」と記載があれば自家消費となります。(「全量」となっている場合は対象外)
31	請求書の銀行口座名義は申請者でなくてもいいですか。	申請者名義の銀行口座をご記入ください。申請者以外の名義には振り込みできません。
32	交付決定後に、事業内容が変更となった場合はどうすればいいですか。	変更となる内容により、変更申請をしていただく必要があります。まずは、環境部環境企画課にお問い合わせください。
33	交付決定後に、事業中止となった場合はどうすればいいですか。	中止申請が必要です。まずは、環境部環境企画課にお問い合わせください。